

すくすく ほろのへ



第二期幌延町子ども・子育てプラン

【令和 2 年度(2020)～令和 6 年度(2024)】

令和2年3月

目 次

第1部 総 論

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の推進	2
第2章 幌延町の子ども・子育てを取り巻く環境	3
1 各種制度の動向	3
2 人口・世帯等の状況	5
3 幼児教育・保育施設、小・中学校の状況	8
4 ニーズ調査の結果概要	9
5 第1期計画の取組状況	23
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本的な視点	26
3 基本目標	27
4 施策体系	28

第2部 各 論

第1章 子どもの育ちにあった健やかな成長の促進	30
1-1 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築	30
1-2 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進	31
1-3 療育体制の強化と障がい児支援の充実	32
1-4 不登校・いじめ対策の充実	34
第2章 子どものためになる子育て支援の充実	35
2-1 認定こども園等の充実	35
2-2 地域子ども・子育て支援事業等の充実	36
2-3 児童虐待防止対策の推進	37
2-4 ひとり親家庭への支援の充実	38
第3章 子どもと大人が学び成長する環境の向上	40
3-1 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実	40
3-2 生きる力を育む教育環境の充実	41
3-3 家庭と地域の育てる力の養成	42

第4章 安心して子育てができる地域・生活環境の整備	44
4-1 子どもの安全の確保	44
4-2 子育てを支援する生活環境の整備	45
4-3 仕事と生活の調和の推進	45
第5章 量の見込みと確保方策	47
1 教育・保育提供区域の考え方	47
2 教育・保育施設の量の見込みと確保方策	47
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	48

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 平成27年度を初年度とする「幌延町子ども・子育てプラン」が令和元年度に計画期間の最終年度となります。引き続き、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するために、「第二期幌延町子ども・子育てプラン」を策定します。
- これまでの子ども・子育て支援施策の取組状況を検証し、見直しを行うとともに、子ども・子育てを取り巻く変化に対応した施策を推進します。

2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけます。
- 次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に示される基本理念及び基本的事項等を踏まえた計画とします。
- 子どもの貧困対策推進法に規定され、国が策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策の視点による取組を推進する施策を包含します。
- 町政の最上位計画である「幌延町総合計画」及び「幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

3 計画期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
- 計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更、実態と計画との大きな乖離により著しく供給量が不足する場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の推進

- 庁内関係部局や近隣市町村、道、関係機関・団体等との連携及び協働による計画の推進を図ります。
- 個別事業の進捗状況及び計画全体の成果について点検・評価し、結果を公表するとともに、施策の改善等につなげていきます。

第2章 幌延町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 各種制度の動向

(1) 子ども・子育て支援制度

- 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。
- 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するため、平成28年度に「仕事と子育て両立支援事業」が創設され、企業主導型保育を促進しています。
- 平成30年度から推進されている「子育て安心プラン」では、令和4年度末までに待機児童を解消すること、令和4年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人の受け皿を整備することが求められています。
- 令和元年5月、法が改正され、3歳～5歳児については原則としてすべての世帯、0歳～2歳児は住民税が非課税となる低所得世帯を対象に、認可保育所や幼稚園などの利用料が無償となる「幼児教育・保育の無償化」が令和元年10月から開始しています。
- 近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれることから、「新・放課後子ども総合プラン」において、令和3年度末までに約25万人分を整備して待機児童を解消し、令和5年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することを目標に掲げています。

(2) 次世代育成支援対策

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました（法改正により10年間延長）。
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進しました（法改正により策定義務は任意化）。
- 国は、法に掲げる基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定しています。

(3) 児童虐待防止対策

- 児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであるとの認識のもと、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。
- 児童虐待防止法では、国及び地方自治体の責務として、児童虐待の予防や早期発見、児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護と自立の支援等を規定するとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに市町村もしくは児童相談所に通告しなければならないとしています。

○昨今の児童虐待の社会問題化を背景に、令和元年6月、児童虐待防止法等が改正され、児童相談所の体制強化とあわせ、親による体罰の禁止が盛り込まれています。

(4) 障がい児支援施策

○平成24年度の児童福祉法改正により、障がい児支援の強化を図るため、これまで障がい種別で分かれていた事業体系が、通所・入所の利用形態の別により一元化されました。

○平成30年度を初年度とする「第4次障害者基本計画」では、障害者権利条約の理念に基づき、障がいを理由としたあらゆる差別の解消や「合理的配慮」の提供の確保に向けた取組が示されています。

(5) 子どもの貧困対策

○子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立しました。

○国は、法に基づき、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

○大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針とともに、当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取組を明示しています。

○令和元年6月、法が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

(6) 地域共生社会の実現

○国は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

○地域共生社会の実現に向けて社会福祉法が改正され、市町村は住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備に努めることが規定されました。

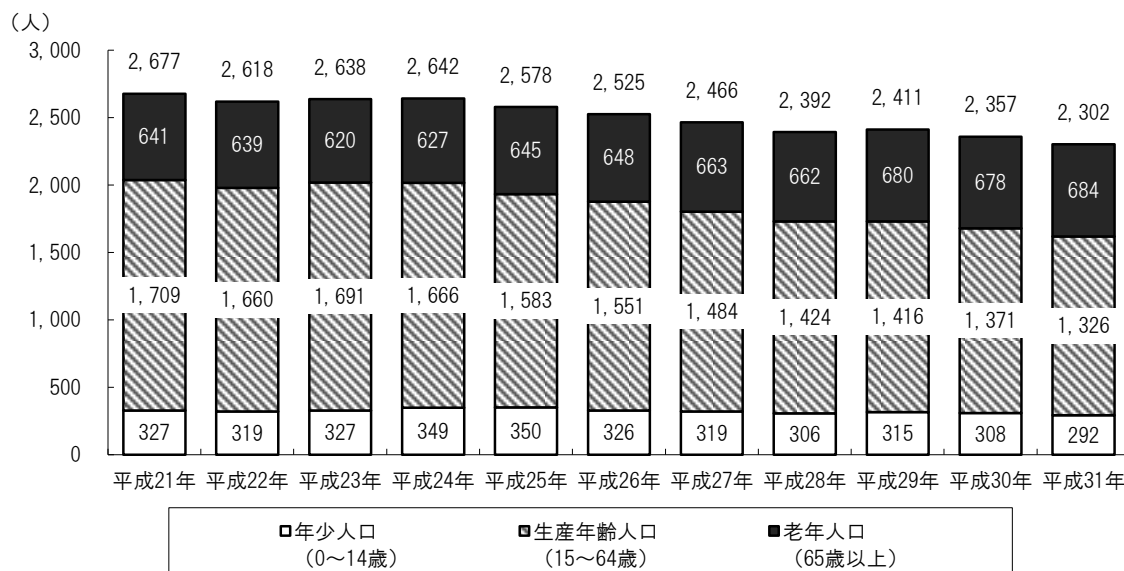
2 人口・世帯等の状況

(1) 人口の状況

○本町の人口は減少傾向にあり、特に生産年齢の減少が目立ちます。

○年少人口についても、平成22年から平成25年まで増加していましたが、その後は減少傾向に転じ、平成31年4月1日現在で292人となっています。

■年齢3区分別人口の推移

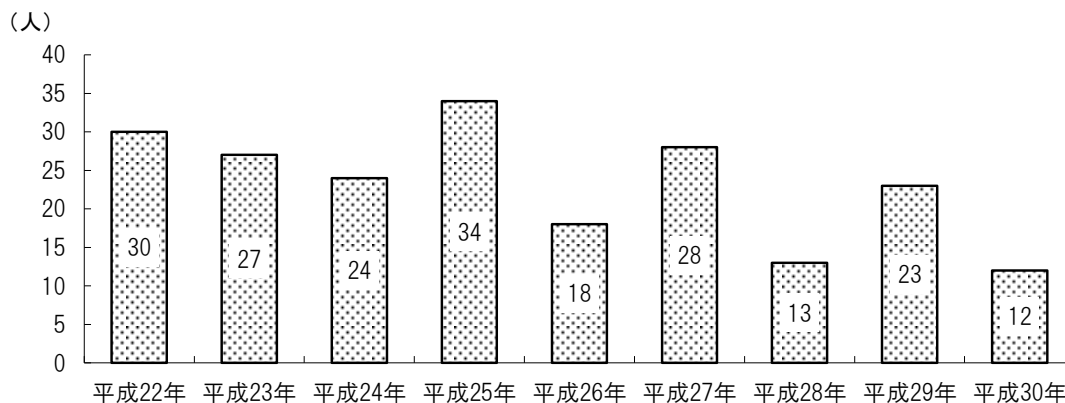


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生数

○出生数は、年によって増減がありますが、総体として減少傾向がみられ、平成30年は12人となっています。

■出生数の推移



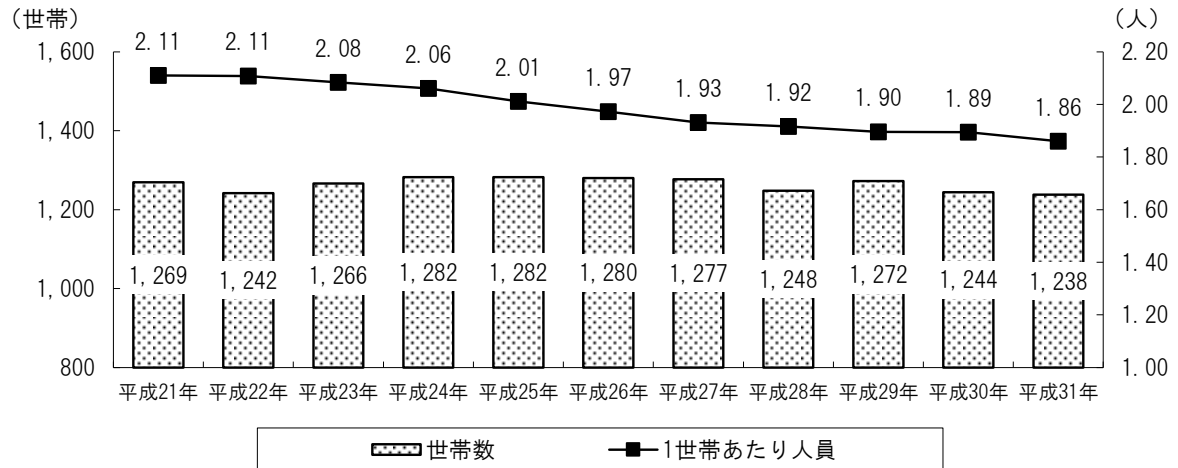
資料：人口動態統計

(3) 世帯の状況

○一般世帯数の推移をみると、平成25年まで増加傾向にありましたが、その後は減少してきており、平成31年3月末日時点で1,238世帯となっています。

○1世帯あたり人員は減少してきており、核家族化及び一人暮らしの増加がうかがえます。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移

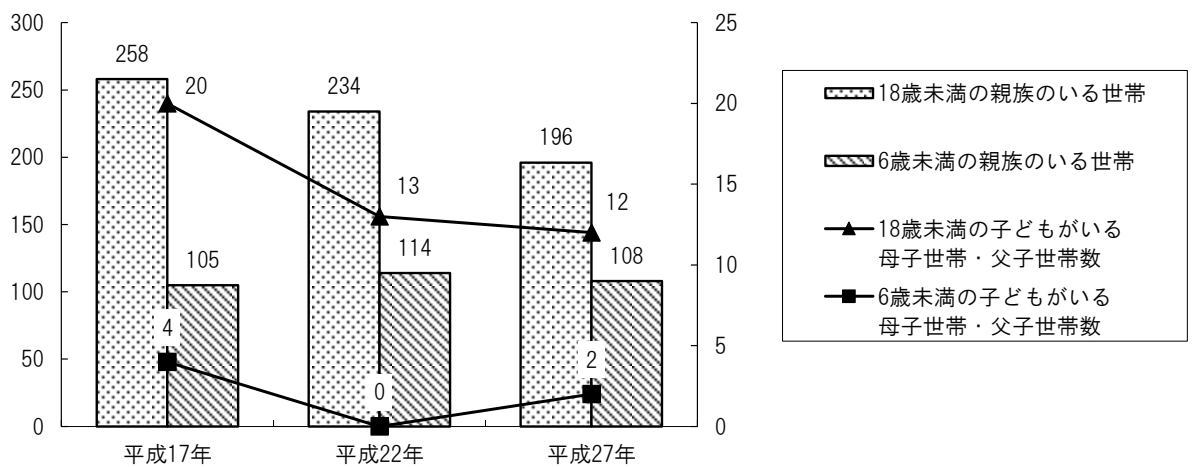


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

○国勢調査によると、平成17年から平成27年の10年間では、18歳未満の子どもがいる世帯数は減少していますが、6歳未満の子どもがいる世帯は概ね横ばいで推移しています。

○18歳未満の子どもがいる母子世帯・父子世帯は、平成27年10月1日時点で12世帯となっています。

■子どもがいる世帯数の推移

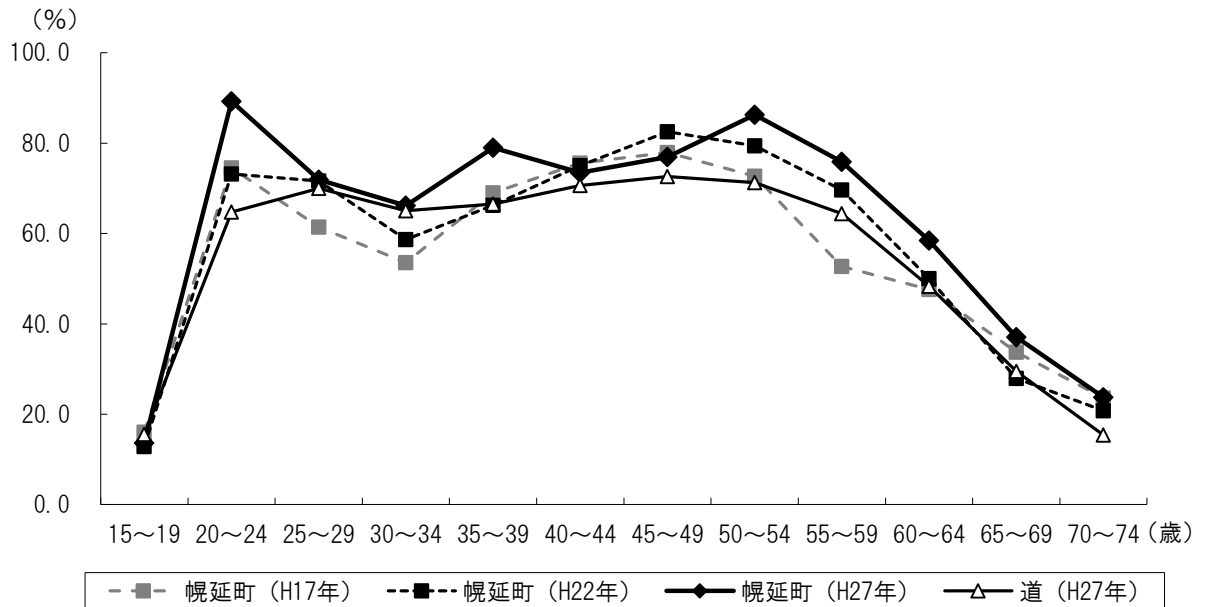


資料：国勢調査

(4) 女性の就労状況

○平成 17 年から平成 27 年の女性の就業率の推移をみると、20 歳代から 30 歳代での就業率が上昇し、いわゆる M 字カーブの落ち込みがやや小さくなっています。

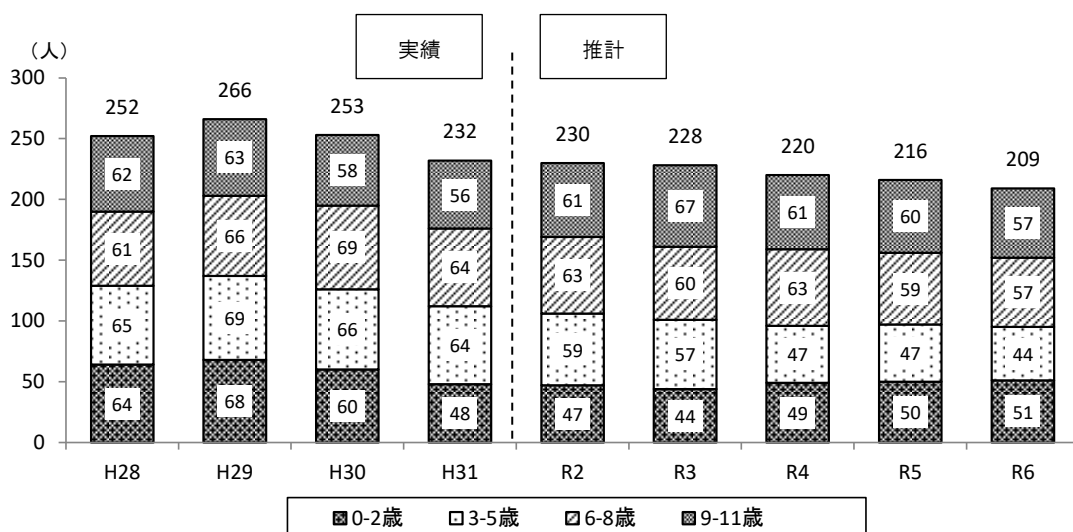
○道の就業率と比較すると、本町の女性の就業率のほうが高く、特に 20 歳代前半及び 50 歳以降で高くなっています。



資料：国勢調査

(5) 児童数の推計

○平成 28 年から平成 31 年までの児童数の実績から、コーホート変化率法^(※1)により計画期間における児童数を推計すると、計画の最終年度となる令和 6 年度には、11 歳までの児童数は、平成 31 年度から 23 人減少し、209 人になると推計されます。



実績値資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

※1コーホート変化率法：同じ期間に生まれた集団（今回は各年度）の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法です。0 歳の子どもの人口は、15～49 歳女性における出生率に将来推計人口を乗じて算出しています。

3 幼児教育・保育施設、小・中学校の状況

(1) 幼児教育・保育施設の利用状況

○本町には、認定こども園（定員 85 人）と問寒別へき地保育所（定員 30 人）の 2 か所が設置されています。

○利用者数は、平成 31 年 4 月 1 日時点で 1 号認定が 8 人、2 号認定が 43 人、3 号認定が 18 人（0 歳 0 人、1・2 歳 18 人）となっています。

■幼児教育・保育施設の定員及び利用者数

上段：定員 ・ 下段：利用者数（各年 4 月 1 日現在）

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
認定こども園	85	85	85	85	85
	75	76	81	79	69
	1 号認定	15	15	18	18
		15	22	17	8
	2 号認定	50	50	45	46
		44	35	42	43
	3 号認定	20	20	22	21
		16	19	22	18
		0 歳	3	3	4
			1	2	4
問寒別へき地保育所 (2～5 歳)	1・2 歳	17	17	18	17
		15	17	18	22
		30	30	30	30
		5	9	9	10

(2) 小学校・中学校の状況

○本町には、小学校が 2 か所、中学校が 2 か所設置されています。児童・生徒数は、令和元年 5 月 1 日現在、小学生が 119 人、中学生が 58 人となっています。

■児童・生徒数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小学生(低学年)	65	61	64	69	63
小学生(高学年)	59	61	63	57	56
中学生	50	53	48	53	58

4 ニーズ調査の結果概要

(1) 実施概要

- 調査対象：町内在住の未就学児及び小学生のいる家庭の保護者
- 調査期間：平成 31 年 1 月 25 日 ～ 平成 31 年 2 月 13 日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

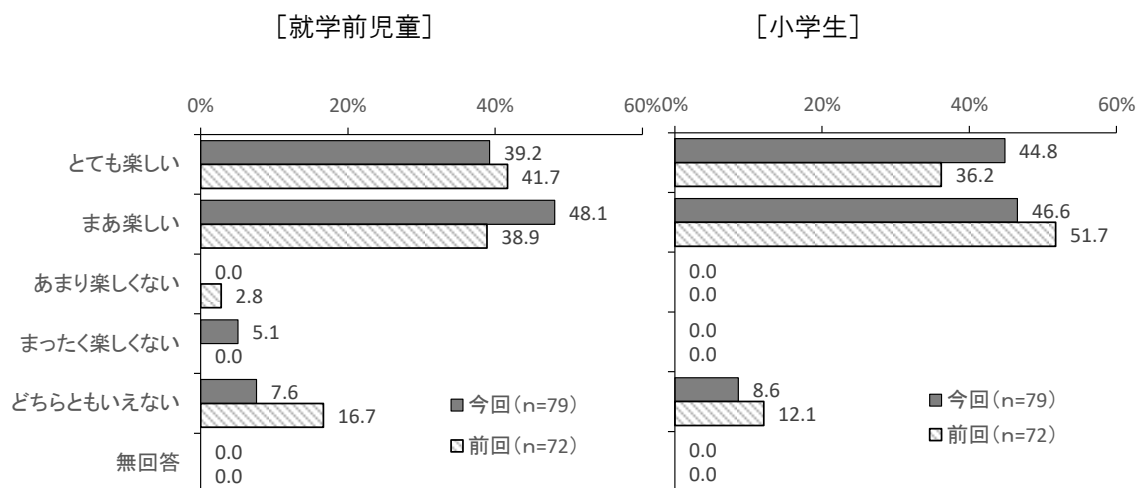
種別	配付数	回収数	(子どもの数)	回収率
未就学児	95 票	52 票	79 人	54. 7%
小学生	88 票	42 票	58 人	47. 7%

(2) 調査結果の概要

①子育ての楽しさ・負担感〔就学前児童・小学生保護者〕

○子育ての楽しさについて、就学前児童、小学生ともに 9 割前後の保護者が「(とても+まあ)楽しい」と回答しています。前回調査(平成 25 年度実施、以下同様。)と比較すると、就学前児童では、「まあ楽しい」が増加し、「どちらともいえない」が減少し、小学生では「とても楽しい」が増加しています。

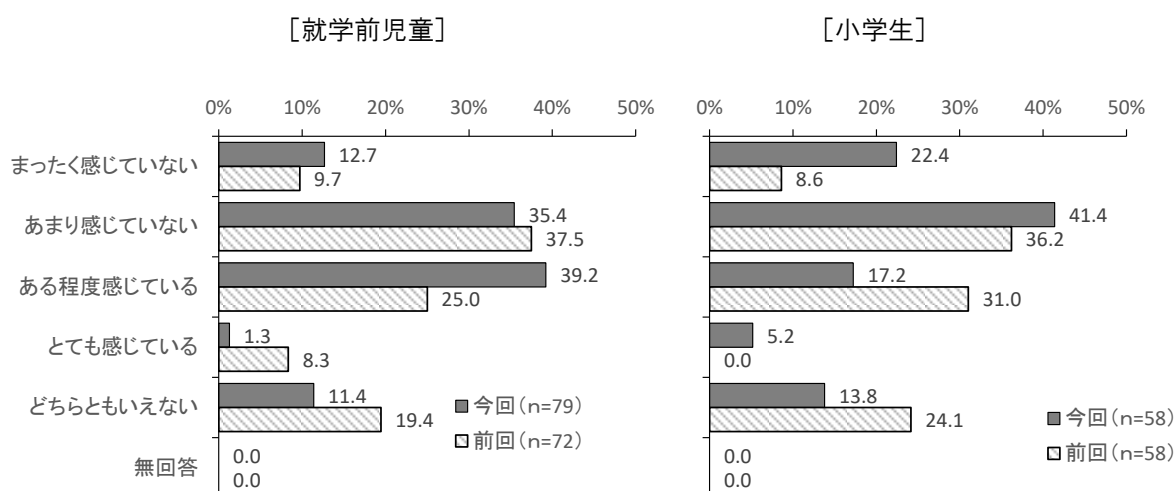
■子育ては楽しいか



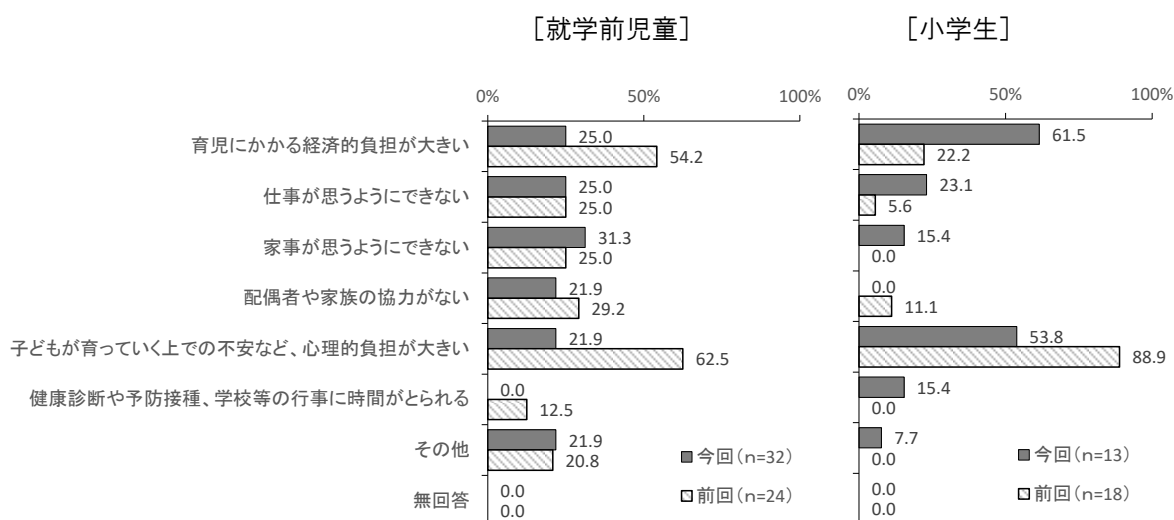
○子育ての負担感については、就学前児童の 48.1%、小学生の 63.8%が「(まったく+あまり) 感じていない」と回答しています。一方、「(ある程度+とても) 感じている」と回答した人は、就学前で 40.5%、小学生で 22.4%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童では「ある程度感じている」の割合が増加し、「どちらともいえない」の割合が減少、小学生では「まったく感じていない」の割合が増加し、「ある程度感じている」の割合が増加しています。

○負担に感じている理由について、就学前児童では、「家事が思うようにできない」をはじめ、様々な理由が同程度となっています。また、小学生では、「育児にかかる経済的負担が大きい」が大きく増加した一方で、「子どもが育っていく上での不安など、心理的負担が大きい」が前回調査より減少しているものの、依然として高い割合となっています。

■子育ての負担感



■負担を感じている理由

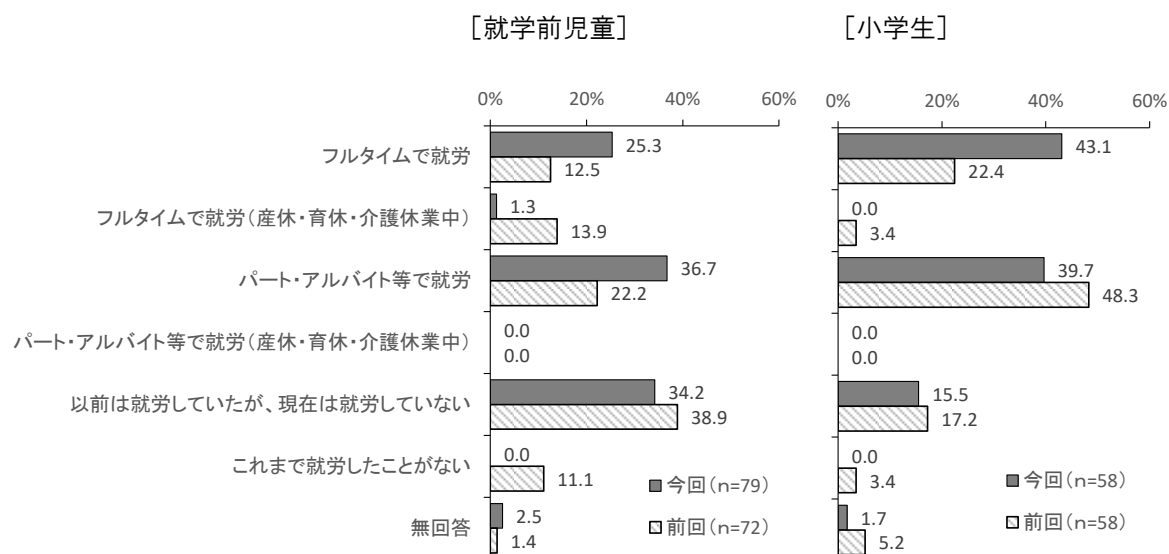


②就労について〔就学前児童・小学生保護者〕

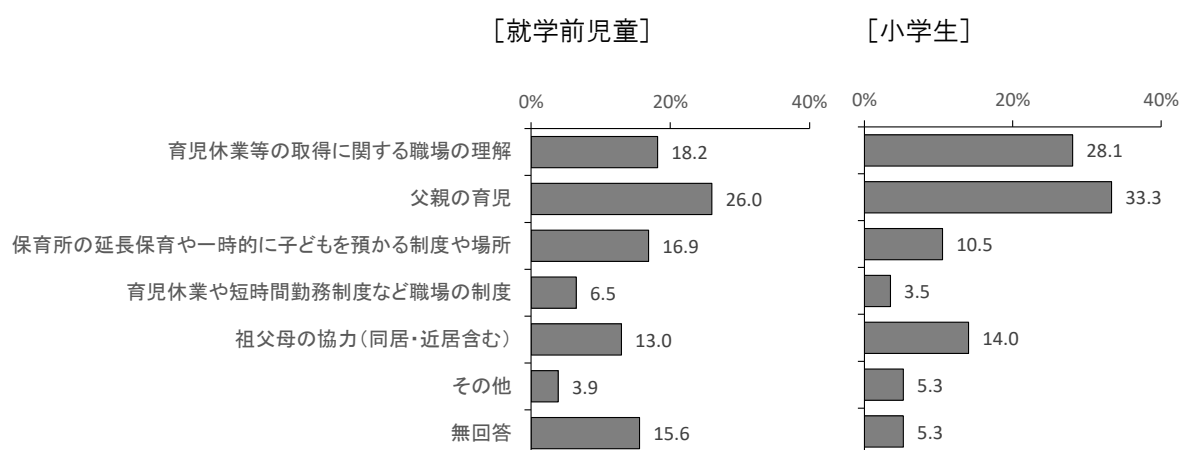
○母親の就労状況について、「フルタイムで就労」（育休中等含む）が就学前児童で 26.6%、小学生で 43.1%、「パート・アルバイト等で就労」が就学前児童で 36.7%、小学生では 39.7%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童では、フルタイム、パート・アルバイト等とも増加し、小学生では「フルタイムで就労」の割合が大きく増加しています。

○子育てと仕事の両立に必要なことについて、就学前児童、小学生ともに「父親の育児参加」の割合が最も高く、次いで「育児休業等の取得に関する職場の理解」が続いており、特に小学生でその割合が高くなっています。

■母親の就労状況



■子育てと仕事の両立に必要なこと



③認定こども園等の利用について〔就学前児童保護者〕

○現在の利用状況について、認定こども園等を利用している人が 67.2%、利用していない人が 27.6%となっています。年齢別にみると、1歳で 33.3%、2歳で 50.0%、3歳以降はほとんどの人が利用しています。

○今後の利用意向をみると、ほとんどの人が認定こども園をはじめ、何らかの教育・保育施設の利用意向を示しています。

■認定こども園等の利用状況

	回答者数	認定こども園	問寒別へき地保育所	町外の幼稚園・保育所等	その他の保育サービス	利用していない	無回答
0～5歳計	58	37	2	0	0	16	3
	100.0	63.8	3.4	0.0	0.0	27.6	5.2
0歳	4	0	0	0	0	4	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
1歳	12	4	0	0	0	7	1
	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	58.3	8.3
2歳	6	3	0	0	0	2	1
	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	33.3	16.7
3歳	18	15	0	0	0	3	0
	100.0	83.3	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0
4歳	11	9	2	0	0	0	0
	100.0	81.8	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0
5歳	7	6	0	0	0	0	1
	100.0	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3

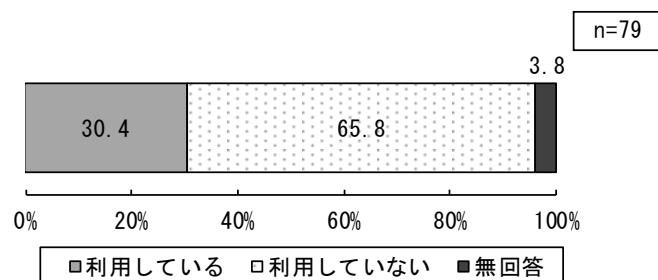
■認定こども園等の利用意向

	回答者数	認定こども園	問寒別へき地保育所	町外の幼稚園・保育所等	その他の保育サービス	利用したいと思わない	無回答
0～5歳計	58	48	4	1	2	2	4
	100.0	82.8	6.9	1.7	3.4	3.4	6.9
0歳	4	1	1	0	0	1	1
	100.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0
1歳	12	11	0	1	1	0	1
	100.0	91.7	0.0	8.3	8.3	0.0	8.3
2歳	6	5	0	0	0	0	1
	100.0	83.3	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7
3歳	18	16	1	0	1	1	0
	100.0	88.9	5.6	0.0	5.6	5.6	0.0
4歳	11	9	2	0	0	0	0
	100.0	81.8	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0
5歳	7	6	0	0	0	0	1
	100.0	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3

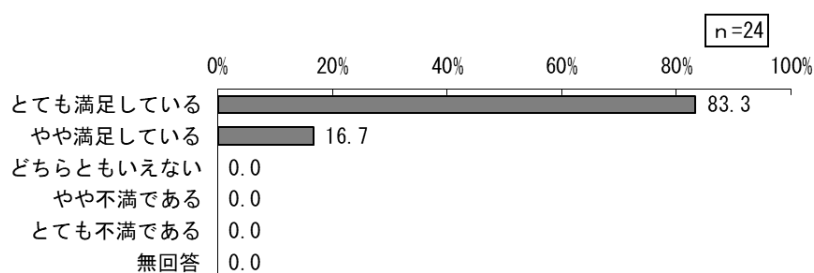
④子育て支援センターの利用について〔就学前児童保護者〕

○子育て支援センターを利用している人は 30.4%となっています。利用している人の 83.3%が「とても満足している」と回答しています。今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいと思わない」が 49.4%、「利用していないが、今後利用したい」が 10.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 8.9%となっています。

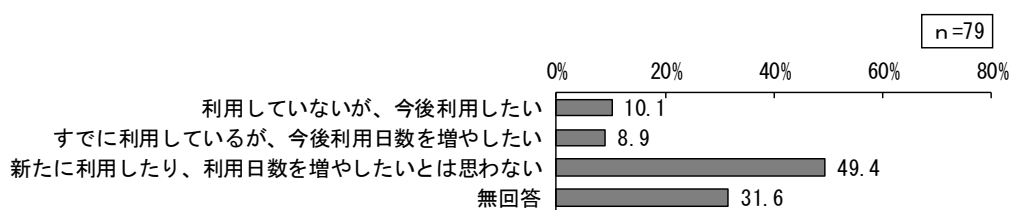
■子育て支援センターの現在の利用状況



■子育て支援センター利用者の満足度



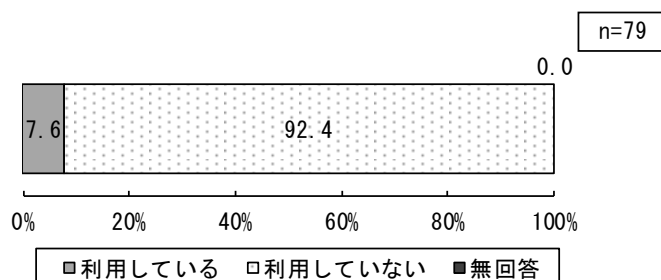
■子育て支援センターの今後の利用意向



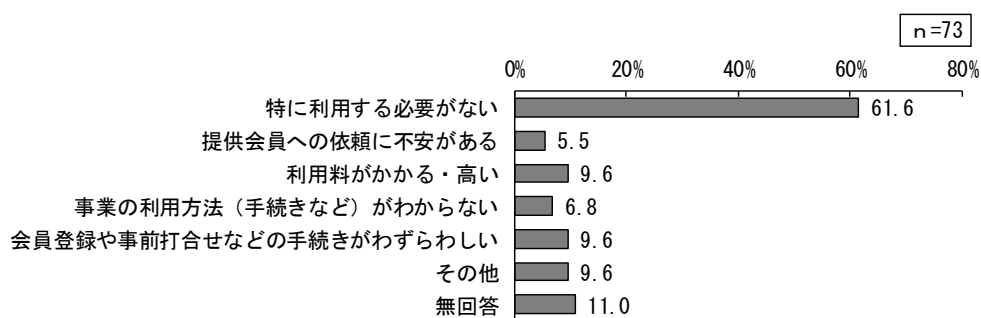
⑤ファミリー・サポート・センターの利用について〔就学前児童保護者〕

○ファミリー・サポート・センターを利用している人は7.6%となっています。利用していない理由として、「特に利用する必要がない」が61.6%と高くなっています。今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいと思わない」が73.4%、「利用していないが、今後利用したい」が8.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が3.8%となっています。

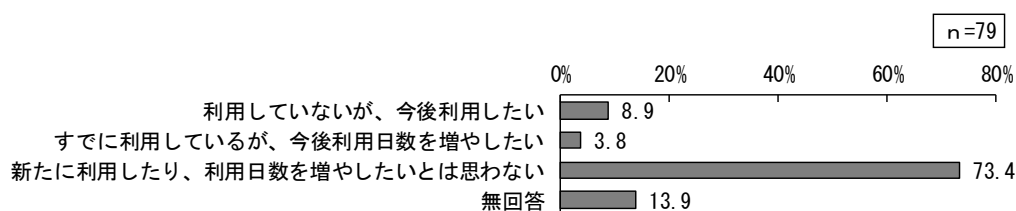
■ファミリー・サポート・センターの現在の利用状況



■ファミリー・サポート・センターを利用していない理由



■ファミリー・サポート・センターの今後の利用意向

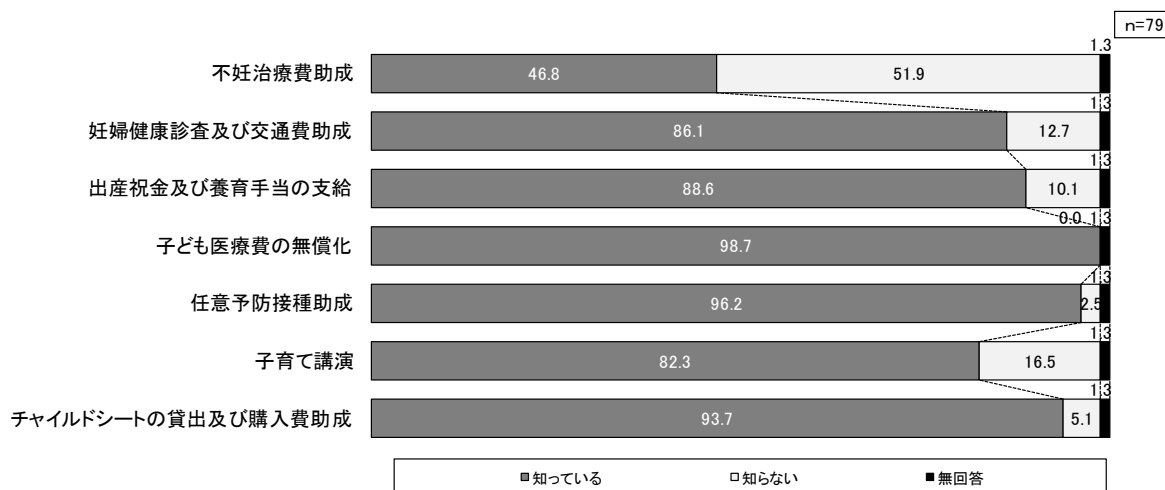


⑥子育て支援関連事業について〔就学前児童・小学生保護者〕

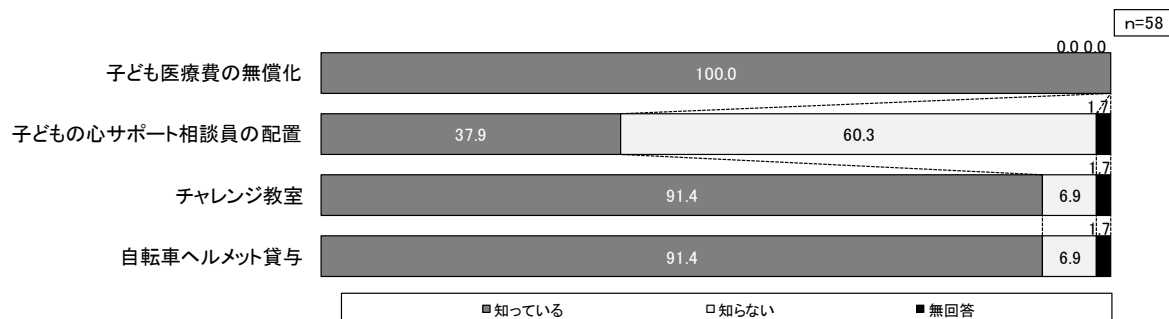
ア 認知度

○子育て支援に関する事業の認知度は、ほとんどの事業で8～9割の人が「知っている」と回答しています。「不妊治療費助成」（就学前児童）、「子どもの心サポート相談員の配置」（小学生）で「知らない」の割合が高くなっています。

〔就学前児童〕



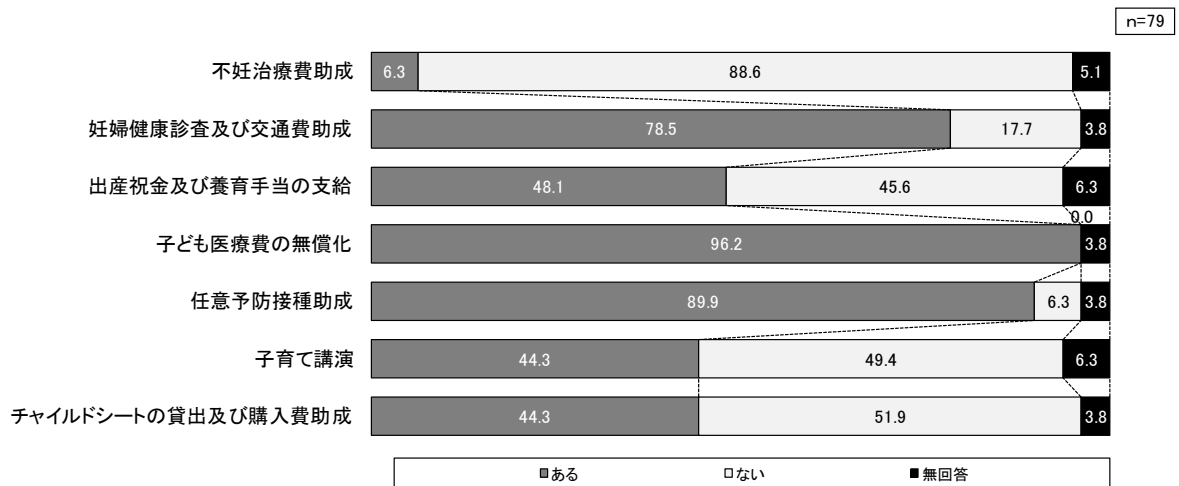
〔小学生〕



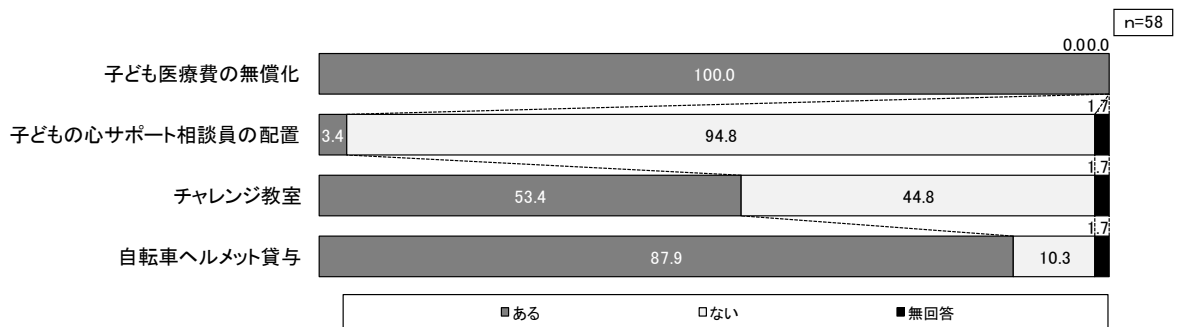
イ 利用経験

○各事業の利用の有無については、以下のとおりとなっています。

[就学前児童]



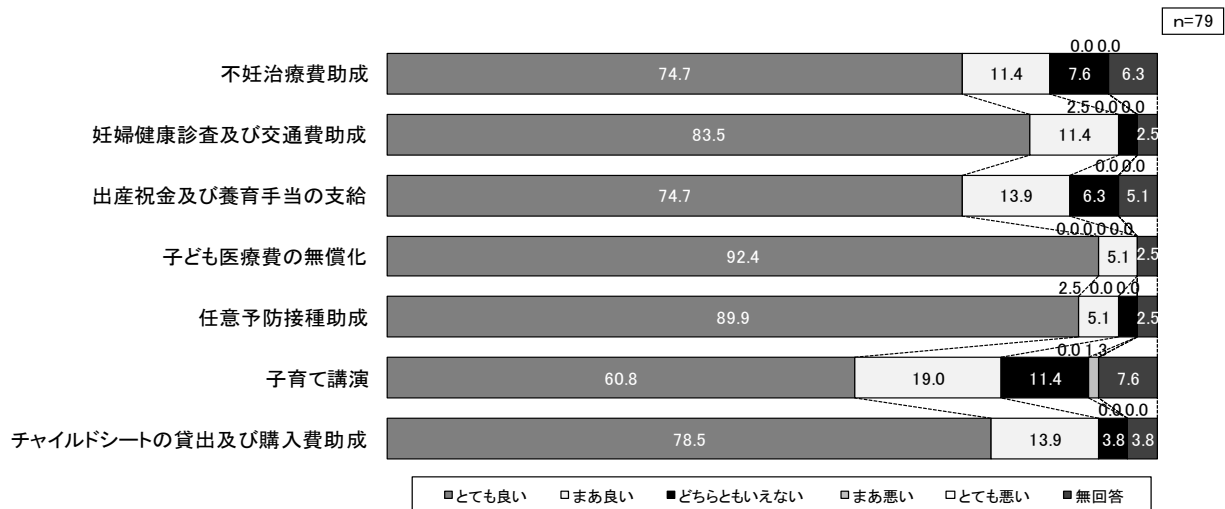
[小学生]



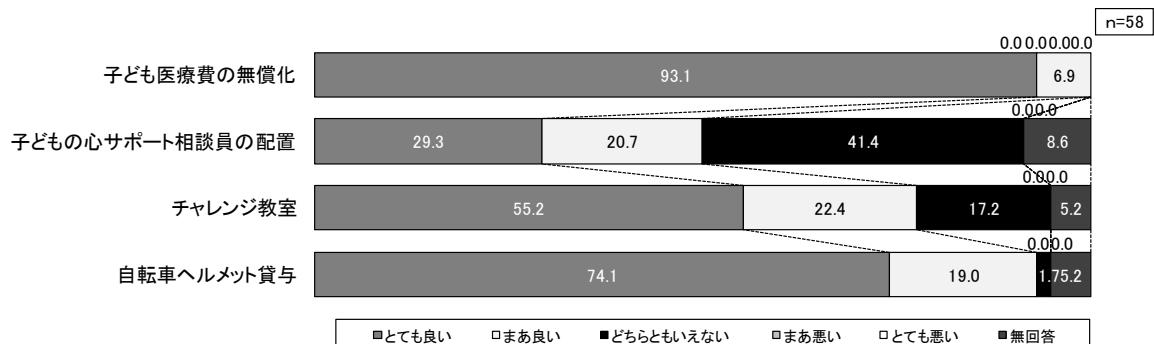
ウ 事業の実施について

○事業の実施に対する考え方について、ほとんどの事業で9割前後の人が「(とても+まあ) 良い」と回答しています。「子どもの心サポート相談員の配置」、「チャレンジ教室」、「子育て講演」では「どちらともいえない」の割合が他の事業に比べて高くなっています。

[就学前児童]



[小学生]

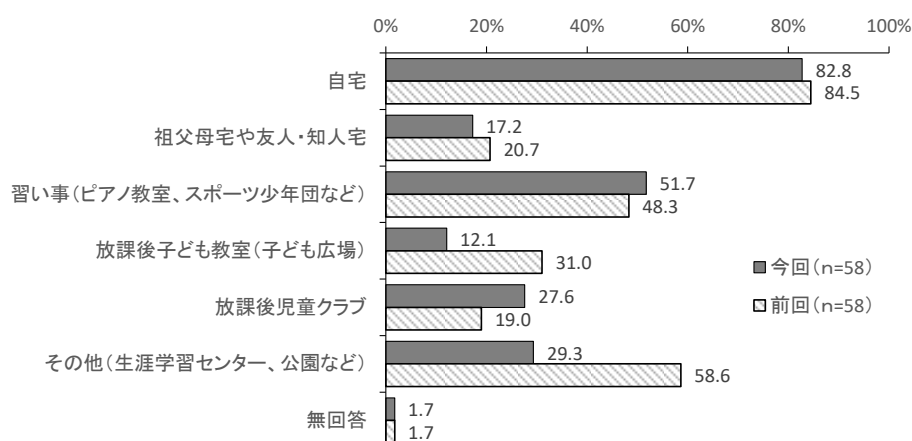


⑦放課後の居場所・学習支援について〔小学生保護者〕

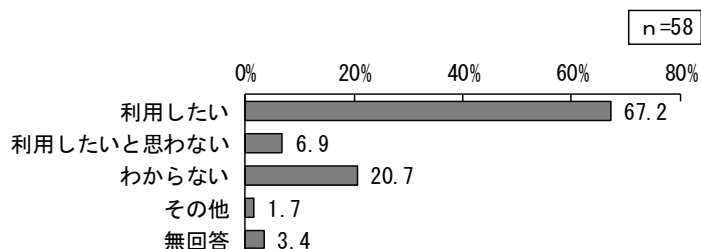
○放課後に過ごさせたい場所について、「自宅」が82.8%、「習い事」が51.7%、「その他」が29.3%などとなっています。前回調査と比べると、「その他」、「放課後子ども教室」の割合が減少しています。

○町内に学習塾や学習支援教室が開設された場合の利用意向について、「利用したい」が67.2%、「わからない」が20.7%となっています。利用したい人が希望する支援形態は、「補習型」が61.5%、「進学塾型」が33.3%となっています。

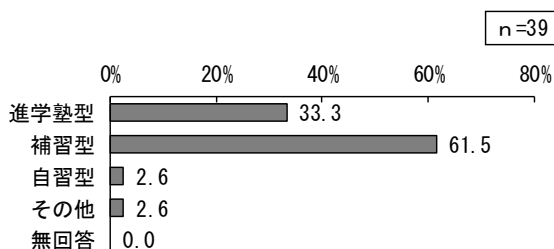
■放課後に過ごさせたい場所



■学習塾・学習支援教室が開設された場合の利用意向



■学習塾・学習支援教室が開設された場合の希望する支援形態



(3) 子育て支援に関するご意見・ご提案

本町が実施する子育て支援関連事業や、教育及び生活環境に対し、多数のご意見・ご提案をいただきました。その概要は下記のとおりです。

① 認定こども園、子育て支援について

ご意見・ご提案	町の考え方
保育園用の通園バスを出してほしい。	こども園の送迎は原則保護者の責任で行うこととしています。送迎時は子どもの様子やその日の出来事を共有するため、直接お話ができる大切な時間と捉えていますので、通園バスは考えておりません。
保育所、児童クラブに看護できる職員を配置して、利用中に病気やケガ等、保護者が仕事に支障なく迎えに行ける時間まで見ていただける方がいると助かり、安心して預けることができる。	看護職員の確保が困難であること、病気時の子どもの心身状況を考慮すると保護者のお迎えが安心であることなどから、職場の理解が得られる取組が必要と考えています。
チャチャでお昼も開放してほしい。また飲食ができるようにしてほしい。	13時までに降園する1号認定児童が保護者のお迎えを待つ部屋としても使用していることから、お昼の開放については困難な状況です。 飲食につきましては、現在、水分補給の飲み物は飲んで良いこととしておりますが、今後検討します。
ファミリー・サポート・センターの利用料をもう少し下げてほしい。	平成30年度から30分ごとの料金に改め、送迎のみでも利用しやすくなっています。
産後ヘルパーがあるといい。	産後ヘルパー等のサービスが利用できる体制を整えることで、さらに子育て支援の充実を図りたいと考えますが、現状では人的資源や育成面、サービスの仕組みづくり等の課題が大きく、体制が整えられていない状況です。子育て支援のサービス充実に向けて、各関係機関とも検討をしていきます。
2歳、3歳でもオムツをしている子が多いと思うので、オムツゴミ袋の免除等あれば嬉しい。	子育て世帯のミルクやオムツに係る経済負担の軽減を目的として、平成30年度から幌延町独自の養育手当を支給しているほか、子どもの医療費の無償化やこども園や子育てサービスの利用負担額の軽減等によって、子育てを応援しています。
ベビーベッド、ベビーカー等の用品、衣服等を希望する方に譲る仲介サービスがあると物が無駄にならずに助かる。	仲介サービスのような仕組みを町が実施する事は難しいと思っていますが、民間事業者や個人が実施するフリーマーケット等への場所の提供等は行えると考えます。
相談できる機関の職員の能力を向上させてほしい。	引き続き、外部研修への参加、内部研修の実施など能力の向上に努めます。

ご意見・ご提案	町の考え方
チャイルドシートの貸出、購入費の助成、どさんこカードがあるのを知らなかったので、転入時に教えてほしい。	町のホームページ等で周知しているほか、道外からの転入者には届出時にお知らせすることとしていましたが、今後は、子ども医療費手続き等の際に案内チラシを交付する等、必ずお知らせされるよう徹底します。

★その他ご意見

- ・ 夕方から会議がある時、夫も仕事の場合祖父母の協力が必要ですが、万が一の時にファミリー・サポート・センターがあるので安心。
- ・ 子育てについての支援やサービスは現時点ですでに充実していると思う。今以上には特に必要性を感じない。

②教育環境について

ご意見・ご提案	町の考え方
家から通える高校があるといい。半数の人が地元を離れ高校へ通わせていると聞いた。親としては、経済的にも、子どもの成長面でも心配。	町内に高校はありませんが、近隣自治体にある高校は自宅からの通学圏内であると認識しています。 なお、通学支援等の制度については検討していませんが、無利子の奨学資金制度（一部返還免除制度あり）が利用できますので是非ご活用ください。
学力を向上させる様な専門的な機関や塾がないのが残念。学習支援等にもっと力を入れてほしい。	放課後の学習支援については、地域の状況や要望を勘案しながら、学力向上に向けた取組の1つとして、各学校と連携を図りながら、今後検討していく必要があると考えます。また、塾については、地域の実情や人材等の面で課題が多いと考えています。

③子どもの居場所や遊び場について

ご意見・ご提案	町の考え方
生涯学習センターの中庭の遊び場に子ども2人を連れて遊ばせることが多いのだが、夏場は蚊が大量に発生しているためよく刺された。防虫対策をしていただきたいと願う。また、冬場は温かい屋内の遊び場になると助かる。	生涯学習センターの中庭については、屋外施設の位置づけとなっております。部屋ではないことから、ご理解いただければと思います。（建物の作りが、屋内施設の作りではない。）
3歳未満の子どもが散歩がてら大きな公園に行くには少々遠く、途中で子どもがぐずるなど断念することが多かった。近所の空き地に簡単な遊具があると外遊びできると思う。	他自治体の中には、各町内会に公園が整備され、それぞれの町内会が維持管理を行っているところもあるようですが、公園の維持管理は大きな負担となると考えていますので、本町の人口規模等を総合的に判断し、既存の公園を維持管理し皆さんにご利用いただいています。

ご意見・ご提案	町の考え方
稚内や名寄には子どもが遊べる室内施設があるが、幌延町にも大きい施設があると、雨や冬に家で動画を見たりゲームをして時間を過ごす子どもも少なくなるのかなと思う。近隣市町村からも家族連れで人が街に来る機会が増え、町の活性にもつながるのではないかな。	他町村の屋内遊具施設と比較し劣る部分はありますが、悪天候時にも子どもが遊べる施設として、生涯学習センターの中庭をご利用いただければと思います。 また、長時間動画を見たり、ゲームをし続ける事は好ましくありませんので、公共施設や町が実施する子育て支援事業等を有効に活用いただければと思います。

④地域での体験・学習について

ご意見・ご提案	町の考え方
外で遊んでいても、公園でゲームをやっている子を多く見ます。放課後、児童クラブ等を利用しない子たちのための自然体験遊びの提供などあったら良い。	外でのゲーム、長時間の動画やゲームは好ましくない事と思いますので、家庭、学校、地域と連携しながら改善していきたいと考えます。
ラーニングクラブはとても良い取り組みと思う。スポーツも同じように地域が一体となる体制があるとなお良い。地域事情、特性を踏まえた学校教育、人材育成、人間形成が必要ではないか。不十分であれば中学校から他校を選ぶ時代である。せっきくの子育て施策が無駄なものになってしまう。	少年団の活動については、地域の方が指導者として実施しており、父母会を中心として、指導協力がなされているものと考えます。
水泳大会やスキー大会の種目など、学校授業のレベルと合わせるよう連携してほしい。	学校との事業では、事業実施前には各学校が集まり、打合せを行うとともに、終了後に反省会を実施しており、その種目が苦手な児童も出場可能な種目を用意するなど連携を図っています。
幌延町内に住んでいる子どもたちの学ぶ、経験できる場・機会が町内の中でも差がある。子どもの人数が多い場所でやるのはわかるが、幌延町子育てのことを考えるのなら同じくらいに考えてほしい。子どもをバスに乗せたり、働いている親が連れて行くなど、遠くの会場では、参加したくてもいろいろ出来ない事が多い。近くまで来てくれれば参加しやすく、親も負担が少なく子育てしやすい育てやすい町と私たちも言いやすいし、子どもたちの経験の差がなくなると思う。イベントでいえば夏のプール教室やスポーツ他など、離れていれば時間も限られてしまう。子どもたちのことを考えてくれるのであれば、その差を少しでもなくすことも強く考えてほしい。	子どもたちが学び、経験する場の提供において地域差を少しでも減らせるよう、数事業ではありますが問寒別地区で事業を実施したり、幌延地区開催事業への送迎バス運行等の対応を行っているところではありますが、今後も問寒別地区で対応可能な事業について協議していきたいと考えています。

★その他ご意見

- ・小学校に入ると授業のほかに町で水泳教室やスキー教室などで、丁寧に教えていただけるので、環境が恵まれていると思う。

⑤経済的支援について

ご意見・ご提案	町の考え方
少年団などの活動で遠征へ行く時の補助金制度が拡大・充実するといひ。	少年団活動の、全道・全国大会出場時に補助金を交付及び町有バス運行（全道大会出場時各団体1回）の支援をしておりますのでご利用ください。
中学校進学時の経済支援や地元の高校がないので通学支援があるといひ。	通学支援等の制度は検討していませんが、無利子の奨学資金制度（一部返還免除制度あり）が利用できますので是非ご利用ください。
幌延町外でも使える商品券のようなものを、中学生までの子がいる家庭に人数に応じて配布するのはどうか。	子ども医療費の無償化など、子育て世帯の負担軽減をすることで子育てを応援しています。
出産祝金は、全額現金でいただけると使用の幅が広がっていいと思う。現在は、半分現金、半分振興券なので、どうしても幅が狭まると思う。祝金ならば自由に使えるようにしてほしい。	町の施策を総合的に推進していくため、町内消費の拡大等を目的として半額を商品券での支給としている事をご理解願います。
子どもが小さいうちは、どうしても体調を崩すことが多く、その都度親も休みを取るため、有給休暇が足りなく欠勤扱いになってしまう。フルタイムで働く母には何らかの手当等がほしい。	国は、子育て世代が働きやすい環境づくりや、休暇を取りやすい職場環境の整備など、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進しています。本町としましても、国の考え方にに基づき、仕事と生活の調和が取れた働き方ができる社会の実現に向けて取り組んでいます。

⑥地域医療・生活環境について

ご意見・ご提案	町の考え方
近場の病院を増やしてほしい。常勤の小児科医が難しければ、週一、月一でも良いので。稚内や名寄まで行くのは大変。	専門医はおりませんが、当診療所の常勤医師も診察することが可能です。専門的な医療提供が必要な場合は紹介状を出す等、他の医療機関と連携し安全な医療提供体制を整えています。
豊富や天塩にある「nicot」のような生活用品を販売してくれるお店があるといひ。コンビニも増やしてほしい。特に問寒にはないので。	問寒別地区における生活の利便性向上や充実については地域の課題と考えますが、コンビニ等の誘致については、過去に調査した際、顧客・物流等採算面での条件を満たしておらず、出店の可能性が極めて低いことを確認しています。

5 第1期計画の取組状況

(1) 子どもの育ちにあった健やかな成長の促進

主要施策	自己評価						
	AA	A	B	C	D	E	F
1-1 親子の健康の確保・増進	4	6	-	1	-	-	-
1-2 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進	4	1	-	4	-	-	-
1-3 療育体制の強化と障がい児支援の充実	1	6	-	-	-	-	1
1-4 不登校・いじめ対策の充実	-	3	-	-	-	-	-
計	9	16	-	5	-	-	1

AA：独自の事業として実施（有効）

B：実施（概ね有効）

D：実施（実施したが利用等実績なし）

F：未実施

A：（法令・制度に基づく事業で）実施（有効）

C：実施（課題が残る）

E：一部実施

【課題が残る事業（C）】

取組・事業	現状と課題
妊産婦ふれあい教室	妊産婦ふれあい教室として対象を妊婦だけでなく生後4か月までの母子に拡充したが参加者は少ない。妊婦のニーズの把握が難しい。
親子おやつ教室	保育認定を受けて認定こども園を利用している児童以外の2～4歳児の親子を対象に実施しているが、1～2歳からこども園に入園する子が増えたため対象数が減少したことなどから、申し込みが少なく中止となることが増えている。また、こども園が実施する事業で一部対象が重なる事業があることから、内容について連携調整が必要である。
子ども料理教室	開催年によって参加者数にバラツキが大きい。就学後は栄養教諭による食育支援もあり学校や教育委員会と連携を図りながら役割分担を検討する必要がある。
親子料理教室	食生活改善推進協議会員が中心となり実施され、参加者は楽しく参加できているが、対象が幼児から中学生までと幅が広いため、講話内容や対象年齢等について協議会員との調整が必要。
おひさま子育て会	週1回開催している『おひさま子育て会』に合わせ、年6回遊びの提供を行い、身体計測・相談の機会としているが、近年は参加児童の低年齢化により集団で同じ遊びを展開するのが難しくなっている。

【未実施の事業（F）】

取組・事業	備考
保育所等訪問支援事業	本町へのサービス提供可能な指定事業所が出来た際に実施する。

(2) 子どものためになる子育て支援の充実

主要施策	自己評価						
	AA	A	B	C	D	E	F
2-1 認定こども園の充実	-	8	-	-	-	-	-
2-2 地域子ども・子育て支援事業の充実	3	7	-	-	2	-	1
2-3 児童虐待防止対策の推進	-	3	2	-	1	-	-
2-4 ひとり親家庭への支援の充実	-	1	1	-	-	-	2
計	3	19	3	-	3	-	3

AA：独自の事業として実施（有効）

B：実施（概ね有効）

D：実施（実施したが利用等実績なし）

F：未実施

A：（法令・制度に基づく事業で）実施（有効）

C：実施（課題が残る）

E：一部実施

【未実施の事業（F）】

取組・事業	備考
利用者支援事業	子育て世代包括支援センターの設置を検討。
母子自立相談員の設置	人材確保が困難な状況。
ひとり親家庭生活支援事業	実施に向け検討。

(3) 子どもと大人が学び成長する環境の向上

主要施策	自己評価						
	AA	A	B	C	D	E	F
3-1 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・交流の充実	12	-	-	-	-	-	-
3-2 生きる力を育む教育環境の充実	4	5	-	-	-	-	-
3-3 家庭と地域の育てる力の育成	7	1	-	-	-	-	-
計	23	6	-	-	-	-	-

AA：独自の事業として実施（有効）

B：実施（概ね有効）

D：実施（実施したが利用等実績なし）

F：未実施

A：（法令・制度に基づく事業で）実施（有効）

C：実施（課題が残る）

E：一部実施

(4) 安心して子育てができる地域・生活環境の整備

主要施策	自己評価						
	AA	A	B	C	D	E	F
4-1 子どもの安全の確保	6	1	2	-	-	-	-
4-2 子育てを支援する生活環境の整備	3	1	1	-	-	-	-
4-3 仕事と生活の調和の推進	-	-	4	-	-	-	-
計	9	2	7	-	-	-	-

AA：独自の事業として実施（有効）

B：実施（概ね有効）

D：実施（実施したが利用等実績なし）

F：未実施

A：（法令・制度に基づく事業で）実施（有効）

C：実施（課題が残る）

E：一部実施

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

幌延町が目指す子ども・子育て支援のテーマ（基本理念）は、第1期計画の理念を引き継ぎ、以下のとおりとします。

子ども・親・地域が手をつなぎ、のびのび育つまち ほろのべ

2 基本的な視点

計画を推進する上での基本的な視点を以下のとおりとします。

（１）子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

（２）親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

（３）地域全体での支え合い

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

3 基本目標

計画が目指す基本的な方向性として、以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 子どもの育ちにあった健やかな成長の促進

妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を図り、母子の心身の健康確保に努めます。また、一人ひとりが持つ能力や個性を伸ばしていくことができるよう、子どもの発達・成長段階に応じたきめ細かな支援を行います。

基本目標2 子どものためになる子育て支援の充実

子どもの幸せを第一とし、子どもが健やかに成長していくことができるよう、幼児期における質の高い教育・保育及び多様な保育事業を提供します。また、関連する分野の関係機関等が連携しながら、子育て家庭が抱える様々な困難や課題等に寄り添った包括的な支援の充実を図ります。

基本目標3 子どもと大人が学び成長する環境の向上

地域全体で子どもを育てていくまちづくりを推進するため、地域における多様な体験機会の創出や「生きる力」を育む学校教育の充実を図るとともに、様々な機会を通じて家庭の教育力の向上や地域人材の育成・確保を図ります。

基本目標4 安心して子育てができる地域・生活環境の整備

子どもが安心して安全に暮らしていくことができる生活環境の計画的な整備を推進するとともに、地域全体で子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。また、関係機関と連携し、子育てと仕事の両立しやすい就労環境の整備に努めます。

子ども・親・地域が手をつなぎ、のびのび育つまち ほろのべ

1 子どもの育ちにあった健やかな成長の促進

- 1-1 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築
- 1-2 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進
- 1-3 療育体制の強化と障がい児支援の充実
- 1-4 不登校・いじめ対策の充実

子どもの最善の利益の追求

2 子どものためになる子育て支援の充実

- 2-1 認定こども園等の充実
- 2-2 地域子ども・子育て支援事業等の充実
- 2-3 児童虐待防止対策の推進
- 2-4 ひとり親家庭への支援の充実

親としての成長の支援

3 子どもと大人が学び成長する環境の向上

- 3-1 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実
- 3-2 生きる力を育む教育環境の充実
- 3-3 家庭と地域の育てる力の養成

地域全体での支え合い

4 安心して子育てができる地域・生活環境の整備

- 4-1 子どもの安全の確保
- 4-2 子育てを支援する生活環境の整備
- 4-3 仕事と生活の調和の推進

第2部 各 論

第1章 子どもの育ちにあった健やかな成長の促進

1-1 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築

妊娠時から出産、乳児期、幼児期にわたる切れ目のない支援に向け、母子保健活動等を通じて発達段階に応じたきめ細かな指導や情報提供を行うとともに、必要に応じて専門的な支援につなげるにより、母子の健康確保と育児に対する不安の軽減、障がい等の早期発見・早期療育を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
子育て世代包括支援センター事業 【追加】	実施体制の確保に努め、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行います。	保健福祉課 (保健G)
不妊治療費助成事業 【追加】	不妊治療又は不育症治療を受けているご夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊及び不育症で悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課 (保健G)
母子健康手帳の交付及び妊婦への保健指導 【追加】	母子の健全な育成のため、母子健康手帳の交付は保健師もしくは栄養士が担当し、妊娠期の保健指導を行うとともに、妊娠期から就学までの母子保健事業を紹介し、継続した支援につなげます。 また、妊娠・出産・育児期の母子の健康と成長の記録を、より簡易に、かつ有効活用できる仕組みや方法について検討します。	保健福祉課 (保健G)
妊産婦健康診査及び交通費等助成事業	妊婦に対して「健康状態の把握」や「保健指導」を実施するとともに、妊産婦の健康診査に係る医療費や交通費等を助成することにより、妊産婦の健康増進を図ります。医療機関で実施する妊産婦健診に係る健診費用及び妊産婦健康診査、出産時の通院に係る交通費と、出産準備に要した宿泊費の一部を助成します。	保健福祉課 (保健G)
子ども医療費無償化事業 【追加】	子どもの健やかな育成に向けて、高校生以下の医療費を全額助成します。	住民生活課 (生活G)
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児宅を保健師又は助産師等が家庭訪問し、母子の健康面や養育環境の確認、育児に関する不安や悩みの聴取、相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。	保健福祉課 (保健G)
妊産婦ふれあい教室 【追加】	妊婦と生後4か月までの母子を対象とし、情報交換や交流する場を設け、孤立せずに育児していける環境づくりを行います。	保健福祉課 (保健G)

取組・事業	事業概要	担当
すくすく健診(乳幼児健診)	乳幼児の成長発達経過を把握し、それに応じた日常生活の自立、発達課題の獲得ができるように育児について支援するとともに、家庭を健康づくりの基盤に出来るよう、育児や疾病予防に関する情報提供等を行います。	保健福祉課 (保健G)
すくすく歯科検診・ブラッシング指導	幼児の歯の状態を確認するとともに、虫歯予防に対する動機付け及び栄養を含めた生活を見直す機会とします。また、ブラッシング、フッ素ジェルの使用など、歯の健康管理についての正しい知識の普及を図ります。	保健福祉課 (保健G)
2歳児健康相談 【追加】	1歳半から3歳児までの健診のない期間に健康相談を実施することにより、子どもの成長・発達について保護者と共有し、基本的生活習慣の確立を促す機会とします。	保健福祉課 (保健G)
5歳児健康相談	3歳児健診から就学までの保健事業の谷間の時期に健康相談を実施することにより、隠れた問題への早期アプローチを図ります。また、子どもの成長について保護者と共有し、自立に向けた生活習慣・5歳児としての到達度等を親子で認識する機会とします。	保健福祉課 (保健G)
すくすくきつず (健康支援や療育に関する指導・相談・情報提供)	乳幼児健診で筋緊張・過敏など気になるところのある子ども、発達面で経過観察中の子ども、保護者から成長・発達で相談のあった子どもを対象に、年4回、作業療法士から子どもへの関り方のアドバイスを行います。	保健福祉課 (保健G)
予防接種	予防接種法に基づき定期予防接種を実施し、流行性疾患の予防を図るとともに、定期予防接種の対象外である急性耳下腺炎等の予防接種にかかる経済的負担軽減を図ります。本人もしくは保護者が予防接種について理解した上で、希望する予防接種が受けられるよう支援します。	保健福祉課 (保健G)

1-2 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進

乳幼児期から思春期を迎える子どもの成長段階に即した健康課題に対応し、正しい食生活の定着、食育の推進とともに、望ましい生活習慣の定着を図るため、母子保健活動の充実を図ります。また、医療機関と連携しながら救急体制の維持及び周知を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
もぐもぐスクール (離乳食教室)	乳児と親を対象に、栄養講話や取り分け離乳食、情報交換等を実施します。参加する母親が安心して取り組める体制づくりを進めます。	保健福祉課 (保健G)
離乳食訪問	生後3か月児の保護者（主に初産婦）を対象に、離乳食の進め方や離乳食づくりのコツを訪問して指導します。授乳・離乳ガイドに沿った内容で説明を行い、離乳食づくりのイメージを持ってもらうようにします。	保健福祉課 (保健G)

取組・事業	事業概要	担当
親子おやつ教室	保育認定を受けて認定こども園を利用している児童以外の2～4歳児の親子を対象に野菜や果物を使ったおやつづくりを実施し、適切なおやつの管理ができるよう情報提供を行います。開催の時期や内容等については、関係部署と連携調整を行うなど、効率的な開催に努めます。	保健福祉課 (保健G)
子ども料理教室	幌延地区の小学5・6年生を対象に料理教室を開催します。学校・教育委員会と連携を図りながら、栄養教諭による食育支援との役割分担を検討しながら、魅力ある内容の実施に努め、参加促進を図ります。	保健福祉課 (保健G)
親子料理教室	問寒別地区食生活改善推進協議会員が中心となり実施する調理実習に、管理栄養士が参加し栄養講話を行います。講話の内容及び対象年齢等について協議会員と調整しながら、望ましい食生活の啓発の機会とします。	保健福祉課 (保健G)
おひさま子育て会	週一日開催している「おひさま子育て会」に合わせ、遊びの提供を行います。	保健福祉課 (保健G)
小学校での食育の推進	ふれあい給食会や給食だよりの発行等により、児童や保護者に望ましい食生活の啓発を行います。また、献立になるべく道産食材を取り入れることにより、食への関心と感謝の念の醸成を図ります。	教育委員会 (総務学校G) (学校給食センター)
思春期保健対策	保健福祉課と連携しながら、各学校の「保健」や「総合的な学習」の授業の中で、薬物乱用防止、飲酒・喫煙の防止、性に関する指導を行います。	教育委員会 (総務学校G)
夜間・休日等の小児救急体制の強化	町立国保診療所において、1次医療機関として夜間・休日の救急診療に対応するとともに、2次、3次救急医療機関との連携強化を図ります。また、保健福祉課において、随時、電話・来所相談等に対応。必要に応じ、情報提供・小児科受診勧奨などを行います。	国保診療所 保健福祉課 (保健G)

1-3 療育体制の強化と障がい児支援の充実

子どもたちの個性と能力を最大限伸ばすことができるよう、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな療育の充実を図ります。また、地域及び関係者における障がいに対する理解を深めつつ、専門機関等との連携のもと、一人ひとりの将来を見据えた一貫した支援の充実に努めます。

取組・事業	事業概要	担当
すくすくきっず (再掲)	乳幼児健診で筋緊張・過敏など気になるところのある子ども、発達面で経過観察中の子ども、保護者から成長・発達で相談のあった子どもを対象に、年4回、作業療法士から子どもへの関り方のアドバイスを行います。	保健福祉課 (保健G)

取組・事業	事業概要	担当
障がい児保育事業	障がいのある子どももいない子どもも、集団の中で共に育ち学んでいけるよう、障がい児を受け入れる保育施設を拡充するとともに、相談及び支援体制の充実を図ります。	保健福祉課 (認定こども園) (子育て支援センター)
留萌北部地域子ども発達支援センターとの連携・活用	3町(天塩町・遠別町・幌延町)共同設置による留萌北部地域子ども発達支援センターと連携し、専門的な支援体制の確保・充実を図ります。	保健福祉課 (福祉G)
児童発達支援事業	就学前の障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、一人ひとりの状況に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。	保健福祉課 (福祉G)
放課後等デイサービス	学校に通学する障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。 町広報誌やパンフレット等により、制度の周知を図ります。	保健福祉課 (福祉G)
特別支援教育の充実	特別支援教育支援員の配置や特別支援教育連携協議会の設置・子育てファイルを活用した運営、個別支援計画の作成・活用等により、障がいの特性に応じたきめ細かな教育的支援の充実に取り組みます。	教育委員会 (総務学校G)
障がい児相談支援事業	障がい児福祉に関する様々な問題等の一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うほか、障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。	保健福祉課 (福祉G)
保育所等訪問支援事業	現在、管内及び近隣市町村に指定事業所が無いことから、サービス提供が困難な状況ですが、本町へのサービス提供可能な指定事業所が出来た際には、障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、認定こども園などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や認定こども園などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	保健福祉課 (福祉G)
合理的配慮の推進 【新規】	認定こども園や学校、地域等において、合理的配慮に対する理解を深めながら、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた配慮が提供される環境づくりを推進します。	保健福祉課 (認定こども園) (子育て支援センター) 教育委員会 (総務学校G)

1-4 不登校・いじめ対策の充実

学校に心のケアを行う専門的な人材を配置し、学校・家庭・地域が連携しながら、不登校やいじめ、心の問題等に関する悩み等を抱える児童・生徒への対応の充実を図るとともに、SNS等の適切な利用についての教育を行います。また、児童・生徒がSOSを出すことができ、周囲の大人が気づき、対応することができる環境づくりを推進します。

取組・事業	事業概要	担当
子どもの心サポート相談員の配置	児童生徒が悩みや不安を打ち明けられ、寄り添うことができる第三者として、子どもの心サポート相談員を中学校に配置し、心のケア、相談体制の充実を図ります。	教育委員会 (総務学校G)
いじめ対応マニュアルの活用	「幌延町いじめ防止基本方針」及びいじめ対応マニュアルに基づく対策強化を図るとともに、基本方針、マニュアルの周知と活用促進を図り、幅広い主体による取組の推進と迅速な対応に努めます。さらに子どもたちの主体的な取組を進め、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識の徹底に努めます。	教育委員会 (総務学校G)
情報モラル教育の推進	発達段階に応じたカリキュラムに基づき、情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分に対応し、適正な活動ができる考え方や態度を身に付けるための学習を行うなど、児童生徒の情報モラルの向上に向けた取組を推進します。	教育委員会 (総務学校G)
SOSを発信でき、気づくことができる環境づくり 【新規】	学校教育や様々な場や機会において、困難等に直面した場合に周囲に助けの声をあげられることを目標として、関係各課と連携を図り、保健師等による授業・講座等を実施します。また、SOSに気づき、受け止めることができるよう、教職員に対する研修や保護者に対する啓発等を行います。	教育委員会 (総務学校G)

第2章 子どものためになる子育て支援の充実

2-1 認定こども園等の充実

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる認定こども園において、多様なニーズに対応した質の高い教育・保育の充実を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
認定こども園の運営	多様化する教育・保育ニーズに対応することができる認定こども園を運営します。	保健福祉課 (認定こども園)
職員研修の充実	教育・保育の質のさらなる向上を図るため、認定こども園職員に対する研修機会を拡充し、職員の専門性の向上を図ります。	保健福祉課 (認定こども園)
延長保育事業	認定こども園を利用する子どもの通常の利用時間及び預かり保育事業利用時間の前後の時間において、延長して保育を実施します。	保健福祉課 (認定こども園)
預かり保育事業	幼児教育認定を受けて認定こども園を利用している子どもの保護者の病気や家族の看護、就労等により、降園時間以降の家庭保育が困難となる子どもを預かります。	保健福祉課 (認定こども園)
一時預かり事業	認定こども園に入園していない子どもの保護者がパート就労、職業訓練等、又は保護者の病気や家族の看護等により、一時的に家庭保育が困難となる子どもを預かります。	保健福祉課 (子育て支援センター)
障がい児保育事業 (再掲)	障がいのある子どももいない子どもも、集団の中で共に育ち学んでいけるよう、障がい児を受け入れる保育施設を拡充するとともに、相談及び支援体制の充実を図ります。	保健福祉課 (認定こども園) (子育て支援センター)
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互交流や、子育てについての相談ができる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供、助言その他の援助を行い育児の悩みや不安の解消を図ります。 また、認定こども園に在籍していない乳幼児と保護者を対象に、保育士が提案する親子遊びを通して楽しさを共感し、望ましい親子の関わりが持てるよう支援を行うほか、認定こども園及び問寒別へき地保育所に在籍する児童や地域の高齢者、学生等との交流を行います。	保健福祉課 (子育て支援センター)
認定こども園・小学校職員の交流学習・合同研修会等の開催	保育内容・教育内容について相互理解を深め、子どもの発達の段階を踏まえた適切な指導・支援を行うために交流学習や合同研修会等を実施します。	保健福祉課 (認定こども園) 教育委員会 (総務学校G)

取組・事業	事業概要	担当
子育てのための施設等利用給付 【新規】	令和元年10月から始まった「教育・保育の無償化」に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施について、保護者の経済的負担の軽減や利便性に配慮し、過誤請求等の未然防止に努め、公平かつ適正に行います。	保健福祉課 (福祉G) (認定こども園)

2-2 地域子ども・子育て支援事業等の充実

子どもたちが地域の中で健やかに成長し、また、地域全体で子育てを支援するため、地域子ども・子育て支援事業等の充実を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
出産祝金及び養育手当の支給 【追加】	子育て家庭の育児支援の強化と生活の安定を図るため、出産祝金と養育手当を支給します。	保健福祉課 (福祉G)
利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	保健福祉課 (福祉G) (子育て支援センター)
子育て講演事業	子育て世代を対象に、子育てに関する専門知識を有した講師を招き、講演会等を実施するほか、関係機関と連携しながら、子育てに必要な情報や子育てのヒントについての子育て講座を実施します。	保健福祉課 (子育て支援センター)
延長保育事業 (再掲)	認定こども園を利用する子どもの通常の利用時間及び預かり保育事業利用時間の前後の時間において、延長して保育を実施します。	保健福祉課 (認定こども園)
預かり保育事業 (再掲)	幼児教育認定を受けて認定こども園を利用している子どもの保護者の病気や家族の看護、就労等により、降園時間以降の家庭保育が困難となる子どもを預かります。	保健福祉課 (認定こども園)
一時預かり事業 (再掲)	認定こども園に入園していない子どもの保護者がパート就労、職業訓練等、又は保護者の病気や家族の看護等により、一時的に家庭保育が困難となる子どもを預かります。	保健福祉課 (子育て支援センター)
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)(再掲)	乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互交流や、子育てについての相談ができる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供、助言その他の援助を行い育児の悩みや不安の解消を図ります。 また、認定こども園に在籍していない乳幼児と保護者を対象に、保育士が提案する親子遊びを通して楽しさを共感し、望ましい親子の関わりが持てるよう支援を行うほか、認定こども園及び問寒別へき地保育所に在籍する児童や地域の高齢者、学生等との交流を行います。	保健福祉課 (子育て支援センター)

取組・事業	事業概要	担当
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保するとともに、その健全な育成に向けて、保護者で組織する運営協議会が安定的に運営できるよう支援を行います。	保健福祉課 (福祉G)
病児保育事業	利用ニーズはあるものの、実施体制を整えることが困難な状況です。本計画期間において、地域ニーズの動向を注視しながら、事業の実施に向けた実施体制の確保に努めます。なお、病後児については、ファミリー・サポート・センターで受け入れます。	保健福祉課 (福祉G)
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 【追加】	通院や地域活動への参加等により子どもの保育ができない時、保護者に代わって短時間の保育サービスを行う町民の主体的な子育て援助活動支援事業を実施し、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 登録会員の募集及びPRに努め、利用促進を図ります。	保健福祉課 (子育て支援センター)
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児宅を保健師又は助産師等が家庭訪問し、母子の健康面や養育環境の確認、育児に関する不安や悩みの聴取、相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。	保健福祉課 (保健G)
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭における適切な養育の確保を図ります。	保健福祉課 (保健G)
妊産婦健康診査及び交通費等助成事業（再掲）	妊婦に対して「健康状態の把握」や「保健指導」を実施するとともに、妊産婦の健康診査に係る医療費や交通費等を助成することにより、妊産婦の健康増進を図ります。医療機関で実施する妊産婦健診に係る健診費用及び妊産婦健康診査、出産時の通院に係る交通費と、出産準備に要した宿泊費の一部を助成します。	保健福祉課 (保健G)

2-3 児童虐待防止対策の推進

保健・福祉・教育等の関係機関が相互に連携を図り、虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見及び迅速かつ適切な対応につなげます。

また、町民の児童虐待に関する知識の普及や意識醸成を図るとともに、地域全体で見守る体制の充実を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
養育支援訪問事業（再掲）	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭における適切な養育の確保を図ります。	保健福祉課 (保健G)

取組・事業	事業概要	担当
子どもサポート相談会議 (要保護児童対策地域協議会)	特別支援教育連携協議会との協力・連携を図りながら、学校、教育委員会、福祉グループ、保健グループ、認定こども園、へき地保育所、民生委員等で構成する「子どもサポート相談会議(幌延町要保護児童対策地域協議会)」において、ケース会議を行い、個々の様々な課題に必要な支援と適切な対応につなげます。	保健福祉課 (福祉G) 教育委員会 (総務学校G)
関係機関との連携による早期発見と適切な対応	認定こども園や学校、医療機関など関係機関と連携し、子どもの変化等から虐待の早期発見につなげます。また、児童相談所等との連携により、一時保護等の実施が適当であると判断した場合など、専門性や権限を要する場合における適切かつ迅速な対応につなげます。	保健福祉課 (福祉G)
児童虐待防止法の周知	地域住民が児童虐待について理解を図りつつ、その疑いがある場合の通報義務や親の体罰禁止等について、パンフレットを配置するなどして周知を図ります。	保健福祉課 (福祉G)
子どもへの暴力防止プログラムの実施	子どもを対象に、自らが虐待・誘拐・いじめ等から身を守る意識を養うことを目的とした講座の充実を図ります。また、各学校の「道徳」の授業やその他教育活動、集団活動の中で仲間づくりや助け合いの心を育む活動の推進を図ります。	保健福祉課 (福祉G) 教育委員会 (総務学校G)
各種相談窓口の周知・情報提供	保健福祉課に設置している児童相談窓口や子育て支援センターなど虐待に関する相談窓口の充実及び周知を図ります。また、関係機関等が実施する相談に関する情報提供を行います。	保健福祉課 (福祉G)

2-4 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てすることができるよう、経済的自立及び生活支援の充実を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
ひとり親家庭等医療給付事業	ひとり親家庭等の父母及び18歳未満の児童(大学等に在学の場合は、20歳に達した日の属する月末まで)を対象に、医療にかかる費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	住民生活課 (生活G)
児童扶養手当制度の周知	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための児童扶養手当の支給要件など制度について、町広報誌、パンフレットにより周知を行います。	保健福祉課 (福祉G)
母子自立相談員の設置	ひとり親家庭に対し、生活一般や就業、その他自立に必要な相談支援及び指導を行う母子自立相談員の人材確保に努めます。	保健福祉課 (福祉G)

取組・事業	事業概要	担当
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、ひとり親家庭の地域での生活について総合的に支援を行う事業の実施を検討します。	保健福祉課 (福祉G)

第3章 子どもと大人が学び成長する環境の向上

3-1 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実

子どもが「ほろのべ」のことや親のことを知る機会、自然や本に親しみ豊かな人間性を育む機会、異年齢の子どもたちが一緒に活動する機会など、多様な体験・活動の場・機会を設定して参加を促進します。

取組・事業	事業概要	担当
芸術・文化に触れる機会の充実	各種芸術鑑賞会やコンサートの開催、芸術・文化情報の提供等を行い、子どもたちが優れた芸術・文化に触れる機会の拡充を図ります。	教育委員会 (社会教育G)
郷土芸能伝承活動の支援	郷土芸能の普及と継承を図るため、関係団体等と連携し、後継者の育成と伝承が図られるよう支援します。	教育委員会 (社会教育G) 企画政策課 (企画政策G)
ふるさと自然体験活動の充実(チャレンジ教室・ワラベンチャー問寒クラブ)	地域の豊かな自然を活かした様々な体験活動を通して、地域とふれあい親しみ、異世代間の交流を深めるとともに、郷土を見つめ直す機会の充実を図ります。	教育委員会 (社会教育G)
各種スポーツ活動・大会の充実	スポーツ少年団の育成及び活動を支援します。また、マラソンやスキー、水泳、球技等の各種スポーツ大会を開催し、スポーツ活動を通じた身心の健全育成と交流機会の拡充を図ります。	教育委員会 (社会教育G)
読書活動の推進	子ども読書推進計画に基づき、図書室の機能や図書の充実を図るとともに、様々な企画展等の開催や道立図書館の市町村支援事業等の活用、関係機関との連携による事業を実施し、読書活動の推進に努めます。	教育委員会 (社会教育G)
町外活動への参加支援	各学校と連携しながら、少年の主張や青年体験活動推進事業など、町外における各種活動への参加を奨励します。	教育委員会 (社会教育G)
指導者の育成・確保	関係団体と連携を密にして各種スポーツ指導者の養成について支援します。また、青少年自然体験指導者、青年活動リーダー養成事業等への参加奨励及び各種研修についての情報提供を行います。	教育委員会 (社会教育G)
エネルギー関連施設見学会	児童生徒が科学に興味を持ち、エネルギーや環境問題についての認識を深めてもらうため、関係研究機関との連携により、町内の小中学生を対象にエネルギー関連施設の見学会を実施します。	企画政策課 (企画政策G)
おもしろ科学館 【新規】	子どもたちを対象に科学のおもしろさを楽しく体験しながら科学技術やエネルギーの重要性を学ぶことができる場を提供し、身近な科学やエネルギーへの理解を促すことを目的として開催します。	企画政策課 (企画政策G)

取組・事業	事業概要	担当
工作実験教室 【追加】	工作や実験を通じて科学やエネルギーに対する関心を高めるため、幌延深地層研究センターの協力により、工作実験教室を開催します。	企画政策課 (企画政策G)
子どもボランティア活動の推進	子ども会を中心とした、地域のボランティア活動を推進します。	教育委員会 (社会教育G)

3-2 生きる力を育む教育環境の充実

学力と体力、人間性を含めて生きる力を育むことを目標に、教育内容・施設など教育環境の充実を図ります。あわせて、地域と連携した学校運営に取り組むとともに、幌延町の特徴である情報教育など、地域性を活かした教育活動を推進します。

取組・事業	事業概要	担当
確かな学力の向上	T T (チームティーチング) による指導の充実を図り、一人ひとりの学力に応じたきめ細かな指導を行います。また、基礎基本の定着を図る学習会を放課後や長期休業中に実施するとともに、児童生徒の学習意欲の向上と基礎的・基本的な知識・技術の確実な定着を図ること、及び保護者負担の軽減を目的に「漢検」と「英検」の受検料の全部又は一部を助成します。	教育委員会 (総務学校G)
福祉と環境教育の推進	他人を思いやる心と生命や人権尊重の心を育むため、家庭や地域と連携し、福祉教育やボランティア活動を進めます。また、自然保護や環境意識の向上を図る環境教育を推進します。	教育委員会 (総務学校G)
国際理解教育の推進	A L T の派遣や学習支援員の配置により、外国語活動(教科)を通じて、国際理解を深める授業を展開し、国際化に対応した人材の育成を進めます。	教育委員会 (総務学校G)
郷土学習の充実	地域の特性を活かした様々な活動への参加や体験学習を推進するとともに、社会科副読本の活用により郷土学習の充実を図ります。	教育委員会 (総務学校G)
学校施設の整備	児童生徒等の学習・生活の場である学校施設や設備の計画的な補修を進めます。	教育委員会 (総務学校G)
I C T 教育の推進	高度情報化社会に対応した子どもを育てるため、基礎的情報活用能力の習得及び学校情報機器・教育用ソフトの計画的更新を進めるとともに、幌延情報教育センターと連携し、I C T 教育のより一層の推進を図ります。	教育委員会 (総務学校G)
開かれた学校運営	各学校において、学校運営協議会の設置・運営に取り組み、地域に開かれた学校の運営の一層の推進を図ります。	教育委員会 (総務学校G)

取組・事業	事業概要	担当
学校給食の充実	安全安心な給食を提供するため、学校給食センターの設備・備品等の計画的な更新や食事内容、給食環境の改善、学校給食アレルギー対応マニュアルに基づいたアレルギー対応食等の衛生管理体制の充実を図ります。また、町の基幹産業である酪農から生産される牛乳の消費拡大や地産地消による地域食材への理解と郷土愛の醸成を図ることとあわせて、安心・安全で質の良い給食を安定的に供給し、かつ、保護者世帯の負担軽減を図ることを目的に、児童生徒に係る牛乳代相当額を助成します。	教育委員会 (総務学校G) (学校給食センター)
食育の推進 【新規】	児童生徒が健康的な食生活を営むことができる知識を身に付けるため、家庭や地域と連携しながら食育を推進します。	教育委員会 (総務学校G) (学校給食センター)
情報モラル教育の推進（再掲）	発達段階に応じたカリキュラムに基づき、情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分に対応し、適正な活動ができる考え方や態度を身に付けるための学習を行うなど、児童生徒の情報モラルの向上に向けた取組を推進します。	教育委員会 (総務学校G)

3-3 家庭と地域の育てる力の養成

家庭教育を支援する取組や地域における子育て支援活動の推進を図るとともに、地域における人材の活用や学校・家庭・地域が共に活動する機会の創出、児童健全育成活動など、地域ぐるみの教育活動を推進します。

取組・事業	事業概要	担当
家庭教育学級	子どもの望ましい成長や発達を促すため、レクリエーションや家庭教育セミナーを開催するなど、より良い家庭教育のあり方について学習する機会の充実を図ります。PTAとの連携などを行いながら、効果的な事業を展開します。	教育委員会 (社会教育G)
青少年健全育成連絡協議会	各種関係機関・組織と連携し、青少年の非行防止と安全指導対策等について情報交換するとともに、青少年の健全育成活動を推進します。	教育委員会 (社会教育G)
学校・家庭・地域の連携した活動の推進	子育て家庭の地域でのつながりづくりと子どもの多様な体験・交流を創出するため、学校・家庭・地域が連携した活動を推進します。	教育委員会 (総務学校G)
放課後子ども教室	放課後子どもプラン推進事業を活用し、子どもたちの安全・安心な遊び場の確保や、スポーツ・文化・体験活動に接する機会を提供し、地域の大人たちとの交流を深めるとともに、地域の教育力の再生を図ります。	教育委員会 (社会教育G)
町内PTA研究大会	より良い青少年の育成や教育環境の整備、父母と学校との協力体制等に関する研究協議、活動を支援します。	教育委員会 (社会教育G)

取組・事業	事業概要	担当
子育てサークル等への支援	生涯学習センター機能を利用し、子育て世代への情報交換等の場を提供します。	教育委員会 (社会教育G)
図書室を活用した子育て支援	図書室を利用し、紙芝居や絵本の読み聞かせ等を通じて、幼少年の情操の涵養を図ります。	教育委員会 (社会教育G)
子育て支援ボランティアの育成・活用	子育て支援活動の情報を提供するとともに、地域社会におけるボランティアの役割とその意識の高揚を図り、子育て支援ボランティアの育成に努めます。また、地域における主体的な活動を行う団体を支援します。	保健福祉課 (福祉G) (子育て支援センター)
家庭教育サポート企業制度の推進	家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業と北海道教育委員会とが協定を結び、家庭教育の一層の推進を図る「家庭教育サポート企業制度」における町内事業所の取組及び新規登録を促進します。	教育委員会 (社会教育G)

第4章 安心して子育てができる地域・生活環境の整備

4-1 子どもの安全の確保

交通安全や防犯などの安全対策としては、認定こども園や学校での教育活動・啓発を引き続き推進します。あわせて、町民や団体など地域の安全活動の取組により、安全なまちづくりを推進するとともに、幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会を中心に、より安全で安心なまちづくりを進めます。さらに、自然災害等から命を守るための防災体制の強化や防災教育の推進を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
安全で安心なまちづくり推進条例に基づく活動の推進	平成 22 年度に策定した「安全で安心なまちづくり推進基本計画」（平成 30 年 7 月改定）に基づいた取組を推進します。	住民生活課 （生活 G）
交通安全教室	教育・保育施設や小学校において、交通安全教室を開催し、交通ルールの習得と交通安全意識の高揚を図ります。	住民生活課 （生活 G） 保健福祉課 （認定こども園） 教育委員会 （総務学校 G）
交通安全活動	P T A や交通安全推進協議会等が行う街頭指導や交通整理等の交通安全活動を促進します。	住民生活課 （生活 G）
教職員の交通安全・防犯研修	教職員対象の交通安全、防犯講習会を開催し、交通安全、防犯に向けた知識の習得を図り、児童生徒への指導に活かします。	教育委員会 （総務学校 G）
ほろのべ防犯ステーションの活用	町内に 19 か所設置されている「ほろのべ防犯ステーション」について、広報による周知及び啓発活動を実施し、活用を促進します。	住民生活課 （生活 G）
チャイルドシート着用促進助成事業 【追加】	乳幼児の保護者等に対してチャイルドシートを貸与及び購入費を一部補助することにより、交通事故被害軽減を図ります。	住民生活課 （生活 G）
幌延町安全で安心なヘルメット貸与事業 【追加】	小学校就学児童に対して、ヘルメットを貸与し、自転車乗車時等の安全確保を図ります。	住民生活課 （生活 G）
学校における防犯意識の啓発	青少年健全育成連絡協議会や子ども見守り隊、パトロールボランティア等関係機関・団体との連携による防犯活動を推進します。また、各小中学校において防犯講習会の実施や監視カメラ機器の設置、防犯ブザーの配布を行い、子どもの安全・安心の確保を図ります。	教育委員会 （総務学校 G）

取組・事業	事業概要	担当
防災対策の推進	木造住宅の耐震診断、耐震改修を促進します。また、災害発生時における子どもの安全・安心を確保するため、自主防災組織の育成や避難支援体制の充実を図ります。さらに、情報伝達訓練実施による防災意識の向上や防災備蓄品計画の見直し及び備蓄品の更なる拡充を図ります。	総務財政課 (総務G)

4-2 子育てを支援する生活環境の整備

住まい、道路、公園、公共施設など日常生活の場として、子どもや子ども連れだけではなく、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

取組・事業	事業概要	担当
公営住宅の整備・管理	令和2年度から11年度を期間とする長寿命化計画に基づき、計画的な補修・修繕に努めます。	建設管理課 (管理G)
公園等の維持管理・整備	公園等が快適に利用できるよう、遊具の整備及び点検や園内・遊歩道周辺の草刈りなどにより安全性の確保を図るとともに、町民との連携・協力による維持管理に努めます。	建設管理課 (管理G)
利用しやすい公共施設の整備	子どもや子育て家庭が安全・安心して利用できる利便性の高い公共施設(社会教育・社会体育施設)の管理運営に努めるとともに、計画的な補修を実施します。	教育委員会 (社会教育G)
交通体系の確保	鉄道輸送やバス輸送において、関係機関との連携のもと、利便性の向上に向けた路線の確保に努めます。	企画政策課 (企画政策G)
安全・安心な道路環境の整備	町道の老朽化対策やバリアフリー化を進めるとともに、除雪・排雪などの雪対策の強化を図り、子ども等が利用しやすい安全・安心な道路環境の整備を推進します。	建設管理課 (管理G)

4-3 仕事と生活の調和の推進

男女を問わず、就労していても子どもと向き合いながら子育てできるよう、男女共同参画社会に関する活動と就業環境の向上を推進し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活等の調和)が実現できる地域づくりを目指します。

取組・事業	事業概要	担当
関係団体への活動支援	各関係団体が行う会議や研修等の活動を支援するとともに、女性の視点による生活課題やまちづくりの学習、提言等を推進します。	総務財政課 (総務G) 教育委員会 (社会教育G)

取組・事業	事業概要	担当
商業者への育児休業制度等の周知	育児休業制度等子育てと仕事の両立を目指す各種制度について、広報及びホームページを通じて周知します。	企画政策課 (企画政策G)
職員の出産・育児休業取得の推進	制度の趣旨の理解促進を図りつつ、勤務体制の確保など取得しやすい環境整備を推進し、職員の出産・育児休業の取得を促進します。	総務財政課 (総務G)
町事業主行動計画の推進	平成28年度に策定した特定事業主行動計画の着実な推進を図ります。	総務財政課 (総務G)
農業・酪農世帯の子育てと仕事の両立支援	農業、酪農世帯の保育にかかる相談・情報提供に努めます。	産業振興課 (農林G)

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定め、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定するものです。

本町においては、地理的状況及び供給体制の整備状況等を踏まえ、第1期に引き続き、町全域を1つの提供区域と定めることとします。

2 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、各家庭類型におけるサービス利用意向率を算出し、計画期間における推計児童数を乗じて算出しました。

認定こども園及び問寒別へき地保育所の運営により、量の見込みに対する提供体制の確保を図ります。

認定区分	内 容	R2	R3	R4	R5	R6
1号認定	量の見込み①	10人	10人	8人	8人	8人
	確保の方策②	15人	15人	15人	15人	15人
	(過不足 ②-①)	5人	5人	7人	7人	7人
2号認定	量の見込み①	44人	42人	35人	35人	33人
	確保の方策②	50人	50人	50人	50人	50人
	(過不足 ②-①)	6人	8人	15人	15人	17人
3号認定 【0歳】	量の見込み①	4人	4人	4人	4人	4人
	確保の方策②	5人	5人	5人	5人	5人
	(過不足 ②-①)	1人	1人	1人	1人	1人
3号認定 【1・2歳】	量の見込み①	14人	13人	15人	15人	15人
	確保の方策②	15人	15人	15人	15人	15人
	(過不足 ②-①)	1人	2人	0人	0人	0人
合 計	量の見込み①	72人	69人	62人	62人	60人
	確保の方策②	85人	85人	85人	85人	85人
	(過不足 ②-①)	13人	16人	23人	23人	25人

※確保の方策の人数は、認定こども園の定員数

(認定区分)

区分	年 齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3歳～5歳	学校教育（保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳～5歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0歳、1歳～2歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出にあたっては、ニーズ調査による利用意向及び第1期の利用実績等を勘案して算出しました。

なお、病児保育事業については、当面、病後児をファミリー・サポート・センター事業にて預かることができる体制の確保に努めます。

事業名	単位	内 容	R2	R3	R4	R5	R6
利用者支援事業	箇所	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保の方策	1	1	1	1	1
延長保育事業	人	量の見込み	6	5	5	5	5
		確保の方策	6	5	5	5	5
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	人日	量の見込み	170	162	154	155	152
		確保の方策	170	162	154	155	152
地域子育て支援拠点事業	人回	量の見込み	1,100	1,100	1,100	1,000	900
		確保の方策	1,100	1,100	1,100	1,000	900
放課後児童健全育成事業	人	量の見込み	31人	30人	31人	30人	29人
		低学年	29	28	29	28	27
		高学年	2	2	2	2	2
		確保の方策	31人	30人	31人	30人	29人
病児保育事業	人日	量の見込み	117	112	106	107	105
		確保の方策	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業	人日	量の見込み	60	60	70	70	80
		確保の方策	60	60	70	70	80
乳児家庭全戸訪問事業	人	量の見込み	20	20	20	20	20
		確保の方策	20	20	20	20	20
養育支援事業	人	量の見込み	3	3	3	3	3
		確保の方策	3	3	3	3	3
妊婦健康診査事業	人回	量の見込み	270	270	270	270	270
		確保の方策	270	270	270	270	270